

2-2 銃器など所持許可の要件と審査の在り方

2-2-1 銃器を所持するための方法

銃器を所持するためには、狩猟免許又は射撃免許を取得しなければならない。

(1) 狩猟免許の取得

① 欠格事由の確認

狩猟免許を取得するためには、環境法典第 L. 423-11 条及び第 L. 423-25 条に記載される欠格事由に該当しないことが条件となる。欠格事由には以下の事項が含まれる。

狩猟免許発行の欠格事由（環境法典 L. 423-11 条）

1. 16 歳未満の者
2. 保護監督下に置かれている者。ただし、保護監察官により狩猟が許可されている場合を除く。
3. 有罪判決により武器の所持を禁じられている者
4. 環境法典 L423-6 条に規定された違反行為による刑期が完了していない者
5. 亡命者
6. 専門医による証明書を提出できなかった者
7. 環境法典 L422-10 条 5 項に該当する者(狩猟反対の個人的信念により、自らの所有地での狩猟を禁止している者)
8. 環境法典 L428-14 条の適用により、狩猟免許証の保持又は取得を禁止されている者
9. 防衛法典 L2336-6 条により、武器の購入及び所持を禁止された人物として、国の自動作成名簿に登録されている者

狩猟免許の発行拒否、狩猟免許有効化取消の対象となる者（環境法典第 L. 423-25 条）

1. 有罪判決により、刑法 131-26 条にて列挙した権利を禁止された者
2. 公務員に対する暴行・犯行により 6 か月以上の禁固刑に処された者
3. 不法団体への加入、火薬・武器その他兵器実包の支給・製造・販売、文書又は口頭による組織的あるいは無差別な脅迫、種子の伝播阻害、樹木・収穫前の作物・野生植物又は栽培中の植物の破壊などの違法行為により、有罪判決を受けた者
4. 盗難・詐欺・背信行為により有罪判決を受けた者

※ 2、3、4については、免許発行拒否・免許有効化取消期間は、刑期終了から5年間である

② 狩猟者連盟への登録と猟銃取扱いコースの受講

狩猟免許の取得を希望する者は、まず、狩猟者連盟に登録を行い、登録料（県によって異なる）を納める⁶⁴。狩猟者連盟に登録した者は、連盟が提供している猟銃取扱いに関するコースを受講し、猟銃の取扱いに関する訓練や、狩猟に関する知識を習得する⁶⁵。

③ 実技及び学科試験を受験

コースを受講した者は、各県に設置されているフランス国立狩猟・野生動物事務局 (Office National de la Chasse et de la Faune Sauvage: ONCFS) の委託機関に赴き、試験を受ける。試験は技能試験と学科試験の 2 種類あり、学科試験は、銃器規則に関する問題 21 問と、野生動物など、狩猟に関する知識の問題 21 問から構成される。それぞれの問題について、16 点以上が合格となる。技能試験では、射撃技術及び猟銃操作の際に守るべき安全操作の実演などが含まれる。この試験の採点は、国立狩猟・野生動物局が実施するが、試験の準備から実施までは各県の狩猟者連盟が行っている⁶⁶。

受験者は、狩猟免許試験を受験するにあたり、本人の身体的・精神的状態が銃器の所持に適合することを証する健康診断証明書を、国立狩猟・野生動物局に提出しなければならない⁶⁷。又、裁判所の決定により、狩猟免許を取得又は所持する権利を一時的に剥奪された者は、新たに狩猟免許の交付を受けるに先立って、個別の審査を受けなければならない⁶⁸。なお、試験料の収益は、試験業務の準備などに充当するため、狩猟者連盟より国立狩猟・野生動物局に納付される⁶⁹。

パリ市では、狩猟免許の申請を警察に提出する(パリ市警察)

④ 狩猟免許の発行

試験に合格した者は、狩猟免許申請書、医師による健康診断書、及び申請内容に偽りがないと明記した誓約書を居住地の県庁・支庁に提出する(パリ居住の者はパリ市警察へ提出)。これらの書類は県庁に受理された後審査され、審査に合格すると狩猟免許が発行される。

なお、2009 年以降、狩猟免許の発行は県庁ではなく ONCFS が直接実施する予定となっている⁷⁰。



⁶⁴ ONCFS ヒアリング

⁶⁵ 環境法典—狩猟免許第 L423-5 条

⁶⁶ 同上

⁶⁷ 同上

⁶⁸ 同上

⁶⁹ 同上

⁷⁰ ONCFS ヒアリング

⑤ 免許の有効化と猟銃の購入

狩猟免許取得者は、免許を狩猟者連盟に提出し、免許を有効化 (validate) することによって、銃砲店において猟銃を購入することが可能となる。この際、狩猟免許及び 18 歳以上であることを示す身分証明書の提示が必要となる。狩猟免許の有効期間は 1 年間であり、2 年目以降は毎年更新手続きを行わなければならない。現在は更新の際、免許者の適格性審査は実施されていないが、今後は適格性審査を行うことが計画されている⁷²。

適格性審査をより確実なものにするため、新たなデータベースが開発される予定となっている。同データベースは、情報処理及び自由に関する全国委員会 (Commission Nationale de l'informatique et des Libertés : CNIL⁷³) が中心となって作成し、精神疾患による入院歴を有している者や、狩猟規則の違反者に関する情報が含まれる予定となっている。同リストは、警察署及び ONCFS にアクセス権限が付与される計画であり、適格性審査の実施機関である狩猟者連盟は、登録者のプライバシー保護を理由として、データベースの詳細を閲覧することはできない。狩猟者連盟が同データベースに免許者の名前を入力すると、画面に有効化の可否のみが表示される仕組みとなっており、登録者の詳細情報については閲覧できない仕組みとなっている⁷⁴。

銃砲店のショーウィンドウを眺める青年 (パリ)



⑥ 猟銃の申告と警察による調査

狩猟で使用される銃器は、第 5 カテゴリーに該当するものであるため、申告制となる。銃器の購入者は銃砲店において記録され、銃砲店から各県の警察署へ報告される。報告を受けた各県の警察は、銃の購入者の犯罪歴を調査する。仮に前科があることが判明した場合は、猟銃免許取得の際提出した誓約書の内容に虚偽があったとして、3 年の実刑に処されることもある。なお、申請者の経済状況は審査の対象とはならない。フランスにおいて狩猟は、富裕層の道楽ではなく、様々な所得水準の市民が楽しむ娯楽のひとつと認識されている。そのため、中には所得水準が低い狩猟者もいるが、低所得であることを理由として、免許が発行されないということはない⁷⁵。

⁷² ONCFS ヒアリング

⁷³ フランス国内の情報を基にデータベースの作成を専門に行っている政府機関

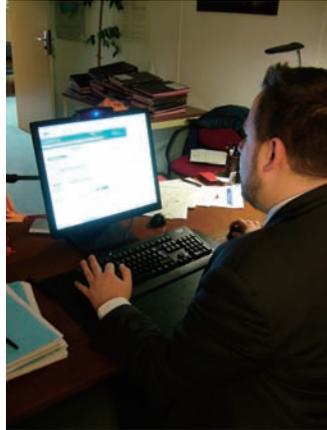
⁷⁴ ONCFS ヒアリング

⁷⁵ フランス内務省ヒアリング

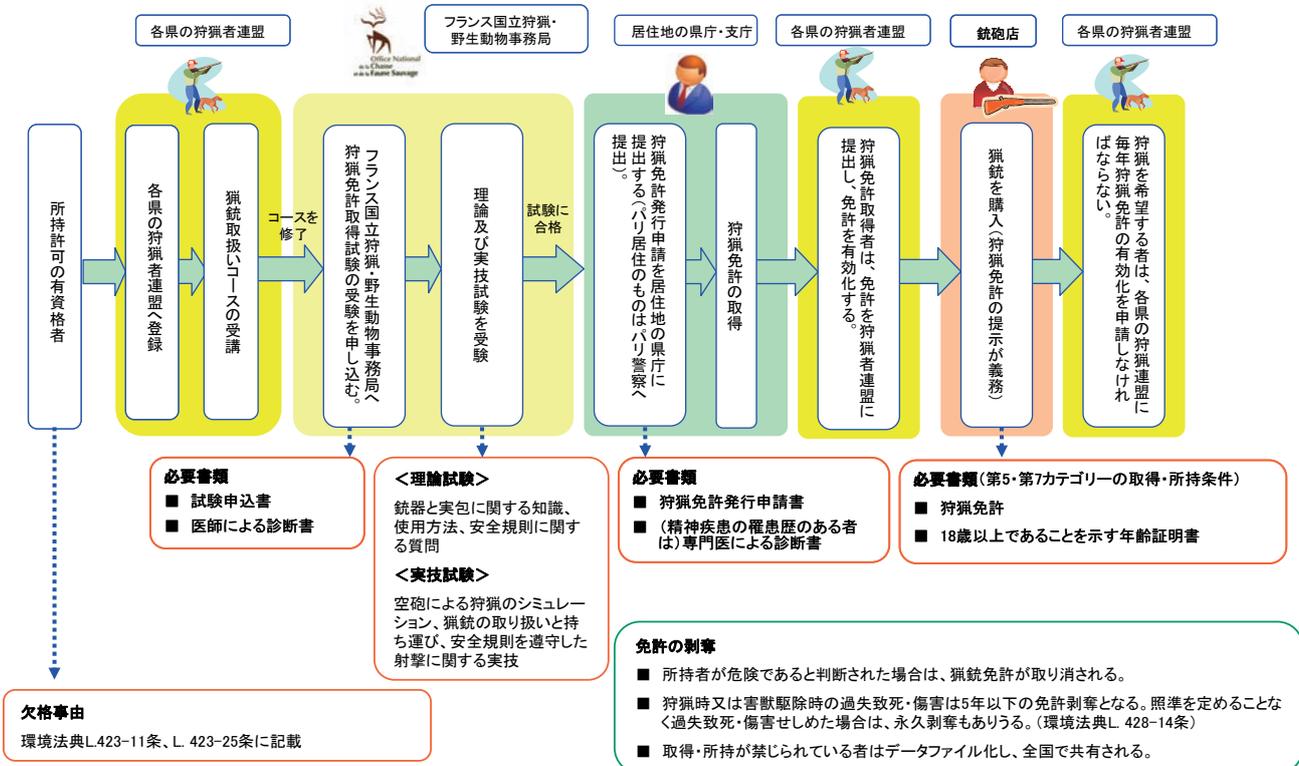
⑦ AGRIPPA への登録

警察は銃砲店からの報告内容を、銃器所持者のデータベースである AGRIPPA に登録する。登録された情報はフランス全国の警察署から閲覧することが可能であり、犯罪捜査などに活用される。

AGRIPPA に銃器所持者を登録する警察官（パリ市警察）



狩猟者の銃器取得フロー



出所：各種資料より MRI 作成

(2) 射撃免許の取得（スポーツ射撃用ライフルの使用について）

① 射撃クラブへ所属

射撃免許を取得するためには、まず射撃クラブに所属しなければならない。フランスには全国 28 地域に 2,000 ものクラブがある。射撃クラブに所属するためには、射撃場以外では銃器を使用しないことを誓約書に明記しなければならない⁷⁷。

② 射撃ライセンスの取得

スポーツ射撃を行うには、射撃ライセンスを取得する必要がある。このライセンスは、フランス射撃連盟（Fédération Française de Tir : FFTir）に加盟する射撃クラブから発行される。ライセンスは 1 年間有効で、取得者は、ライセンスを毎年更新しなければならない⁷⁸。

射撃連盟からライセンスを取得すると、以下のことが許可される：

- 所定の施設での趣味あるいは競技射撃への参加
- スポーツ射撃用の銃器の取得
- 保険への加入
- 射撃インストラクターからの指導
- フランス射撃連盟公認検定の受験資格の取得

射撃ライセンスを初めて取得するためには、まず申請書を加入希望先のクラブに提出する。その際、必要となるのは①加入費、②公衆衛生法 L. 231-1 条が定める医師による健康診断書、である。健康診断書は、当該申請者がスポーツ射撃を行うことについて、心身ともに問題がないことを証明するものである。スポーツ射撃を行うことが認められないケースには①精神疾患の罹患歴を有していること、②アルコール又は薬物依存症、③癲癇（1 年間の治療により症状が改善していない場合）、④他の神経疾患の罹患歴を有していること、などがある⁷⁹。

スポーツ射撃を行うことが認められないケース

- 精神疾患の罹患歴を有していること。
- アルコール依存症、薬物依存症
- 癲癇（1 年間の治療により病状が改善していない場合）
- 他の神経疾患の罹患歴を有していること。

⁷⁷ ONCFS ヒアリング

⁷⁸ フランス射撃連盟ホームページ

⁷⁹ 同上

又、スポーツ射撃を行うことを推奨できない理由として、①過去6か月以内に、重大な心臓・血管に関する病気を患っていること、②気絶を引き起こす恐れのある不整脈があること、③重度の難聴、④通常の方法では矯正できない視覚障害、⑤出産予定日を6週間以内に控えた妊婦、が挙げられている⁸⁰。

スポーツ射撃を行うことが奨励されないケース

- 申請時点から6か月以内に、重大な心臓・血管に関する病気を患っていること。
- 気絶を引き起こす恐れのある不整脈があること。
- 重度の難聴
- 通常の方法では矯正できない視覚障害
- 出産予定日を6週間以内に控えた妊婦

ライセンスの裏面には、診断書を発行した医師の氏名及び診断日が記載される。又、毎年ライセンス更新の際にも、ライセンス裏面に診断書を発行した医師の氏名、診断日などを記入しなければならない⁸¹。

フランス射撃連盟が発行する射撃ライセンス申請書

FÉDÉRATION FRANÇAISE DE TIR LIGUE DE TIR DU CENTRE SAISON 2008 - 2009		
FORMULAIRE DISPONIBLE SUR LE SITE DE LA LIGUE DE TIR DU CENTRE http://centre.ftir.org		
DEMANDE DE LICENCE	ADULTE	48 €
DEMANDE DE LICENCE	JEUNE	28 €
BIEN COCHER LA CASE CORRESPONDANTE A LA DEMANDE		
SOCIETE : 07	DATE DE NAISSANCE :	
MASCULIN = M	FEMININ = F	ETRANGER = E
NOM :	PRENOM :	
ADRESSE :		
CODE POSTAL :	LOCALITE :	
DATE DE LA DEMANDE	CACHET OBLIGATOIRE DU CLUB	
SIGNATURE DU PRESIDENT		
LE PRESIDENT DE SOCIETE CERTIFIE QU'IL EST BIEN EN POSSESSION DU CERTIFICAT MEDICAL POUR LA DEMANDE DE LICENCE CONCERNEE CONFORMEMENT A LA LEGISLATION EN VIGUEUR		
<small>La Fédération Française de Tir se réserve le droit de ne pas valider une licence indûment obtenue.</small>		
<small>Dans le cas d'un mineur le président de l'association qui appose sa signature et le cachet du club sur la présente licence certifie être en possession de l'autorisation obligatoire de la personne exerçant l'autorité parentale pour le mineur concerné (Cf. SEC).</small>		
<small>Cette demande de licence ne pourra être validée que si un contrôle médical a été effectué conformément à la loi (notamment 5 de la loi n° 99-223 du 23 mars 1999) et qu'un certificat confirmant ce contrôle a été fourni au club lors de l'inscription. Le Titulaire de cette licence s'engage à respecter la législation et les règlements portant interdiction de l'usage de substances dopantes et à subir en conséquence tous les examens et prélèvements éventuels.</small>		
CADRE RESERVE A LA LIGUE DU CENTRE		
DEMANDE ENREGISTREE A LA LIGUE SOUS LE N°		
VALIDEE POUR LA FFT LE :		
BORDEREAU FFT N° :		

⁸⁰ フランス射撃連盟ホームページ

⁸¹ 同上

筆記試験に合格し射撃手帳が発行されると、実践訓練コースを受講することになる。実践訓練コースは、年に3回受講しなければならない、それぞれのコースの間に2か月以上の間隔をあげなければならない。コースは所定の射撃場で、射撃クラブ責任者の監督の下、実施される。実践訓練コースでは、受講者は紙及び金属の的に対して、40発以上の射撃を行い、トレーナーから指導を受ける。受講者がコースを修了すると、その都度射撃手帳に責任者の認定印が押されることとなっている。又、射撃手帳には、精神疾患の診断を行った医師による押印が必要となる。

射撃の能力及び受講証明書（射撃手帳） 82

実践訓練コースの修了認定印

SÉANCES CONTRÔLÉES DE PRATIQUE DU TIR			SÉANCES CONTRÔLÉES DE PRATIQUE DU TIR		
	Année 20__	Année 20__		Année 20__	Année 20__
Séance N° 1 Date - Cachet Signature du Contrôleur			Séance N° 1 Date - Cachet Signature du Contrôleur		
Séance N° 2 Date - Cachet Signature du Contrôleur			Séance N° 2 Date - Cachet Signature du Contrôleur		
Séance N° 3 Date - Cachet Signature du Contrôleur			Séance N° 3 Date - Cachet Signature du Contrôleur		



CARNET de TIR
Certificat
de capacité et d'assiduité

38, rue Brunel - 75017 Paris
Tél. : 01 58 05 45 45 - Fax : 01 55 37 99 93

SPECIMEN

Prix de vente : 6 €

筆記試験合格証明書

受験者の所属射撃連盟

SÉANCES CONTRÔLÉES DE PRATIQUE DU TIR					
	Année 20__	Année 20__	Année 20__	Année 20__	Année 20__
Séance N° 1 Date - Cachet Signature du Contrôleur					
Séance N° 2 Date - Cachet Signature du Contrôleur					
Séance N° 3 Date - Cachet Signature du Contrôleur					

Né(e) le : _____
N° de Licence : _____ N° de Société : _____

Société de tir : _____

CERTIFICAT DE CONTRÔLE DES CONNAISSANCES
Obtenu le : _____

Photo

Cachet de l'association
et signature du Président

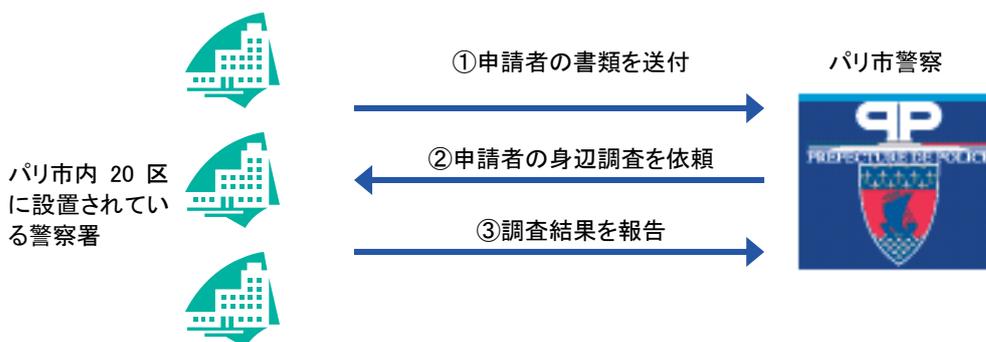
Signature du titulaire

SPECIMEN

③ 許可制の銃器の所持免許の取得

フランス射撃連盟から射撃ライセンスと射撃手帳（実技訓練コース修了の押印済み）を入手した者は、各県の県庁へ許可制の銃器の所持免許を申請する。パリ市の場合は、パリ市内 20 区に設置されている警察署に申請を行う。県庁/警察は、申請者について詳細な調査を行う。例えば、パリ市警察では、申請者の職業、国籍、前科の有無、婚姻状況、自宅の様子（借家か持ち家か、銃器の保管場所は確保されているかなど）の審査を行う。又、パリ市警察が各区の警察署から職員を派遣し、近隣住民に対して聞き込み調査を行う。さらに、パリ市警察は、警察内に設置されている保険衛生部に、申請者の精神疾患歴について照会・確認を行う。このような審査を経て、許可制の銃器を所持することに問題はないと判断された場合は、許可制銃器の所持免許が発行される⁸³。

パリ市における許可制銃器所持免許の発行



銃器を無許可で持ち運んでよいのは自宅～射撃場間のみであり、これ以外の場所に持ち運ぶ際には、競技出場の場合を含めて、県庁から別途持ち運びに関する許可を得なければならない⁸⁴。

許可制の銃器については、銃砲店にて購入後、警察署へ購入の事実を申告しなければならない。申告を受けた警察署は、銃器及び銃器所持者の情報を AGRIPPA へ登録することとなっている⁸⁵。

⁸³ パリ市警察ヒアリング

⁸⁴ 2008年11月11日、射撃場以外の場所で射撃用の銃器を使用した者が逮捕された。これは、射撃用所持について厳しい規制が設けられていることを物語っている。

⁸⁵ パリ市警察ヒアリング

2-2-2 銃器の販売に関する規則

銃砲店では、販売した武器の各種情報及び購入者に関する情報を帳簿に記録する。記録される情報は購入者の氏名、居住地、出生地、出生日、狩猟免許又は射撃ライセンスの参照番号であり、これらが写真付の公的書類に記入される⁸⁶。これらの情報は、所轄の警察署長あるいは憲兵隊指揮官宛に送付される。同様の情報が銃器の購入者からも警察署へ直接申告されるが、銃砲店が販売した銃器の種類や購入者に関する情報を警察署へ報告することによって、警察署は銃砲店からの報告内容と銃器の購入者からの申告状況をすり合わせ、申告漏れがないかを確認することが可能となる⁸⁷。

第5、第7 カテゴリー銃器の記録帳簿



出所：Armurerie de La bourse

銃器を販売する際、銃砲店では射撃ライセンス又は狩猟免許の確認のみを行っている。免許取得後3か月以内に銃器を購入しなければならないと定められていることから、銃砲店では免許取得日などを確認している⁸⁸。

店頭に展示してある申告制の銃器にはすべて鍵がかけられており、自由に手に取ることができないようにされている。銃砲店において許可制の銃器を販売する際は、店頭には並べず地下の金庫内に保管することが義務付けられている⁸⁹。

パリの銃砲店の店内の様子



自由に手に取ることができないよう、鍵がかけられている。

⁸⁶ 1995年デクレ95-589号第21条

⁸⁷ 全国銃器製造業社連盟 ヒアリング

⁸⁸ 同上

⁸⁹ 同上

2-2-3 欠格事由の判定の際の専門医の関与

(1) 医師による健康診断書提出の義務

狩猟免許取得試験へ申込み際には、フランス国立狩猟・野生動物事務局に医療診断書を提出する必要がある⁹⁰。申請者が以下の健康状態にある場合、狩猟免許の発行が却下されることがある。

狩猟免許の発行が却下される可能性があるケース

- 身体障害や四肢の欠如により、正確かつ安定して射撃行為を行うことができない場合
- 運動器官や感覚器官の病気、又は精神病により、射撃を行う際集中したり、平衡を保つことが困難である場合
- 視覚的・聴覚的に、射撃対象とその周囲状況を認知する際、過ちを犯す可能性がある場合
- 慢性あるいは急性中毒、あるいは治療により、上記と同様の危険性がある場合

狩猟免許試験の際必要とされる診断書には、受験者の精神状態を判断するものではなく、あくまでも、銃器を取り扱うことが可能な身体能力を有しているか否かが記載される。そのため、受験者の精神状態については検査の対象とはならない。したがって、狩猟免許試験のために必要な健康診断書は、精神科以外の医師によって作成されることが一般的である⁹¹。

なお、申請時に心理テスト等の実施による、スクリーニングテストは行われていない。

(2) 専門医の関与

過去に医療機関の精神科で診療を受けたことがある者及び治療中の者が狩猟免許を取得するためには、精神科医が発行する診断書を提出することが義務付けられている⁹²。診断書を作成することができる専門医は1995年デクレ95-589号第40条によって規定されている。専門医による証明書の有効期間は15日である。

⁹⁰ 環境法典 423-6 条

⁹¹ 医師会ヒアリング

⁹² 1995年デクレ95-589号第40条

医療機関の精神科で診療を受けことがある者及び
治療中の者に対して、診断書を作成することができる専門医⁹³

- 大学教授職にある診療医、あるいは精神患者を受け入れる公的民間医療機関において、現在又は過去に長の職にあった診療医
- 医学教育研究課程における精神医学の教員
- 各県の警察署特別医務室の医者
- 裁判所認定の精神医学専門家
- 精神医学において、修士号(certificat d'études spéciales)
又、専門教育免状(diplôme d'études spécialisées)を取得した法定専門医

「医療機関の精神科で診療を受けことがある者」とは、具体的には「精神病院への入院歴のある者」を指している⁹⁴。精神病院に入院する患者は、①自らの意思で入院した者、②第三者からの勧めによって入院した者（うつ病、自殺の可能性があるなど）、③公共安全に危害を及ぼすとして強制的に入院させられた者、の3つのケースに分類される⁹⁵。②及び③の患者については、精神病院が所在する地域の所轄警察署へ入院の事実が報告される。なお、入院者ではない通院者の記録は、プライバシー保護のため記録及び報告の対象とはなっていない⁹⁶。②及び③の患者が銃器の所持を希望する場合は、精神科の専門医による診断を受けなければならない、病状が回復したことが証明されなければならない。

本制度の課題としては、精神患者の特定が困難であるという点が挙げられる。例えば、本来なら精神患者ではないにもかかわらず、飲酒などにより一時的に暴力的になり強制的に入院させられた者がいるが、そのような者も一度精神病院に入院したことで、精神疾患の罹患歴があると記録されてしまうことから、精神患者の枠組みに組み込まれる。又、医師によってはすぐに精神科への入院を決定してしまうケースが見られることから、②のケースについては、当該患者が本当に精神疾患であるのか不確実なケースがある⁹⁷。

従来、専門医による診断は、患者との面接によって行われるケースが多かったが、最近ではアメリカ精神医学会が作成した精神診断書である“DSM-IV”が広く活用されるようになってきている⁹⁸。ただし、フランスの国立医師会(Conseil National de l'Ordre des Médecins)の中には、うつ病や自殺願望などは文化や風習によってその性質が異なるため、国際的な基準を用いることには限界があり、極力専門家が面接によって診断を行うことが望ましい

⁹³ 1995年デクレ95-589号第40条

⁹⁴ 国立医師会ヒアリング

⁹⁵ 同上

⁹⁶ 同上

⁹⁷ 同上

⁹⁸ 同上

という意見もある⁹⁹。

なお、現時点では銃器規制に係る医師不足の問題は発生していない。精神鑑定を行う専門医などは銃器規制に関する特別な訓練を受けている訳ではないが、危険を伴うような事態への対処方法は、医学部などで受講している¹⁰⁰。

（３）専門医の責任を回避するための方策

フランスでは、専門医の診断により銃器の所持が認められた精神疾患の罹患歴を有する者が銃器を用いた犯罪を行った場合、診断書を発行した専門医の責任が追及されることがないようにするための方策が講じられている。

2005年11月23日付デクレによって、1995年デクレ95-589号が改正され、専門医による診断書の有効期間が15日と規定された。このことにより、診断書には診断を行った日付と時間が明記されるようになり、診断結果についても、診断実施時点での状態を表すという位置づけとなった。診断時は特に問題が見られなかったものの、後日症状が再発する可能性が皆無ではなく、専門医が診断を行った時点では将来の発症可能性を完全に把握することができない可能性があることから、医師の責任が無期限に追及されることがないようにしている。

同制度が整備される以前は、専門医が銃器の所持を許可した人物が犯罪行為を行った場合、診断書を発行した専門医から罰金が徴収されたり、あるいは医師が訴訟に巻き込まれるケースがあった。専門医の中には、トラブルを未然に防止するために診断書の発行を断る者もいた。このような事態を重く受け止めた国立医師会は、専門医が不当に不利益を被ることが無いようにするため、本制度の整備を推進してきたものである¹⁰¹。

（４）行政機関との連携体制

現在、医師などによって構成されている国立医師会は、銃砲行政関係機関との間で、精神疾患者の待遇についての協議を行っている。医師会は、医療関係者の立場から政策決定者に対して意見を述べ、銃砲行政について道徳、倫理面から支援を行うという役割を担っている。

医師会は患者のプライバシー保護の観点から、規制強化に対して慎重な姿勢をとっており、精神疾患者や精神疾患の罹患歴を有している者が差別を受けないよう、慎重に発言を行っている。又、銃器所持に関する判断（診断）結果によって、担当医が責任を追及されないよう、行政機関に対する呼びかけを続けてきた¹⁰²。

⁹⁹ 同上

¹⁰⁰ 同上

¹⁰¹ 同上

¹⁰² 同上